明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件　一
（総務・農林水産・国土交通一）
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一）　四
○史跡の権限委譲の区域を指定する件（文化庁一）　七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、特定計量器型式承認関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省
農林水産省
国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年一月六日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
積丹	北海道余市郡余市町	余市町長	平成二十六年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで
紀伊	奈良県吉野郡下市町	下市町長	平成二十六年十月一日から平成三十一年三月三十一日まで
大隅	鹿児島県肝属郡錦江町	錦江町長	平成二十六年十月一日から平成三十一年三月三十一日まで
薩摩	鹿児島県南さつま市	南さつま市長	平成二十六年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○財務省告示第一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十九回	五十一億五千百五十五万円	五十一億四千四百十六万千二十六円
〃	第二十回	二億六千百六十六万円	二億六千百三十万五千五百九十円